

琵琶湖の保全及び再生に関する 施策の実施状況 (平成30年度版)概要

平成30年9月

分野別の取組状況(主なもの)

1 調査研究等(法第9条関係)

- ・琵琶湖の水質及び生態系の保全及び再生に寄与するため、湖辺の環境修復対策等を検討
- ・水質評価指標としてのTOC(全有機炭素)等導入に向けた調査研究
- ・在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究
- ・水草管理による生態系再生に向けた研究



2 水質の汚濁の防止及び改善に関する事項(法第10条関係)

- ・流域下水道や公共下水道、合併処理浄化槽の整備、維持管理、更新
- ・農業集落排水施設の整備、更新、改築
- ・工場等排水及び地下水質、主要河川における調査・分析・監視



3 水源の涵養に関する事項(法第11条関係)

- ・森林の除間伐、病虫害防除、保安林の整備、路網整備
- ・砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設の設置
- ・ニホンジカ等の鳥獣の防除
- ・農業水利施設の整備、改修等
- ・地域共同による農地や農業用水を保全・管理する活動等に対する支援



4 生態系の保全及び再生に関する事項(法第12~15条関係)

- (1)湖辺の自然環境の保全及び再生
 - ・ヨシ群落の造成、維持管理事業
 - ・湖辺域のビオトープの拠点づくり(長浜市早崎内湖、草津市下物町等)
 - ・砂浜の保全・復元
- (2)外来動植物による被害防止
 - ・オオクチバス等の外来魚の防除
 - ・オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生生物の防除
- (3)カワウによる被害防止等
 - ・広域協議会の設置、広域管理に向けての取組の推進
 - ・生息状況調査等の実施
 - ・営巣地におけるカワウの捕獲、花火による追い払い、防鳥糸の設置
- (4)水草の除去等
 - ・大量繁茂している水草の刈り取りと農地等への有効利用
 - ・水草の液体肥料化に関する実証実験



5 農林水産業、観光、交通に関する事項(法第16~19条関係)

- (1)水産資源の適切な保存及び管理等に関する事項
 - ・ニゴロブナ、ビワマス、アユ、セタシジミ等の種苗等放流
 - ・漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資するヨシ帯、干潟等の保全など地域の取組を支援
- (2)環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興に関する事項
 - ・環境こだわり農業の実施(農業者等による化学肥料・化学合成農薬を5割以上軽減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に資する営農活動を支援)
 - ・びわ湖材の利用拡大のため、住宅や公共施設の木造化・木質化をはじめ、県産材の製品開発、産地証明、木質バイオマス利用等の取組に対して支援
 - ・県内外の水環境関連企業等が参画する「しが水環境ビジネス推進フォーラム」のプラットフォーム活動(広報活動、情報提供・収集活動、コーディネート活動)の推進等



琵琶湖の保全及び再生に関する施策の実施状況(平成30年度版)概要

(3) 観光、交通その他の産業に関する事項

- ・「ビワイチ」に代表されるサイクルツーリズムを推進
- ・日本遺産を構成する文化財を中心に、「水の文化」を軸とした地域ならではの素材を活かし、観光ルートの開発や情報発信等を実施
- ・琵琶湖辺において保全・利用・活用するエリアを区分し、バランスのとれた保全・利活用を推進



6 景観の整備及び保全に関する事項(法第20条関係)

- ・湖岸の重要文化的景観選定地において、景観・環境維持のための整備計画策定および調査を実施



7 教育の充実等に関する事項(法第21条関係)

- ・学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型教育を実施(びわ湖フローティングスクール)
- ・森林環境学習(やまのこ事業)、農業体験学習(たんぼのこ事業)の実施
- ・琵琶湖漁業と湖魚料理を学べる体験学習会の実施
- ・第一琵琶湖疏水(大津～蹴上間)において舟運を復活させ、琵琶湖疏水建設の意義の発信や観光資源の創出を目的とした旅客運航を実施



8 多様な主体の協働(法第22条関係)

- ・マザーレイクフォーラムびわコミ会議の開催
- ・琵琶湖博物館を活用し、県民、企業、団体等と協働して、琵琶湖のこを感じ考える交流機会の提供および各種交流イベント等を実施
- ・琵琶湖活用の具体化を推進するため、多様な主体で構成するプラットフォームの設置検討

